

## 弘前市有料広告掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、弘前市有料広告取扱要綱「第4条広告掲載の範囲」の基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載可否は、この基準に基づき判断することとする。

### 2 有料広告取扱要綱第4条第1項の考え方及び具体例

条 文	細 則	広告の内容、事例等
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	● 広告に関する規定がある法令等に違反するもの	● 医療法（第6条の5～第6条の7）、介護保険法（第98条）、薬事法（第66条～第68条）、柔道整復師法（第24条）、旅行業法（第12条の7、8）等に違反するもの ● その他商品等について規定している法令等に違反するもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの	● いかげわしい表現もしくは図案又は乱暴な文言を用いたもの	● 暴力的又は残酷なもの ● 犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの ● 性的感情を刺激する又はわいせつなもの ● 青少年保護や健全育成に好ましくないもの等
(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	● 個人のプライバシーを侵害し、又は個人もしくは法人の名誉、信用等を損なうもの ● 性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの	● 自由・権利を害するもの ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの イ 著作権、肖像権の侵害にあたるもの ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの等
(4) 政治性のあるもの	● 政治活動を行うもの	● 死亡通知、名刺広告（代表者名又は写真を掲載したものを含む。）挨拶文、遺失物捜査、物品等の譲渡に関するもの等
(5) 宗教性のあるもの	● 宗教活動（宗教団体による布教推進を主目的とするもの等）を行うもの	
(6) 社会問題その他について主義又は主張に当たるもの	● 意見広告 個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの等 ● 個人の宣伝	

条 文	細 則	広告の内容、事例等
(7) その他、広告として掲載することが適切でないと市長が認めるもの	● 広告内容が著しく営利性を帯びているもの	● 過剰な利潤追求を内容とするもの（マルチ商法、催眠商法等） ● 市民に過剰な利潤が得られると思わせるもの（代理店募集、会員募集、先物取引等）
	● あたかも市が推奨しているような表現のもの	● 市が公共性を認めたもの以外の企業等による市名称及び市章の使用、市名類似表現等
	● 上覧に定めるもののほか、広告として掲載することが適切でないと認めるもの	● クーポン付き広告 ● その他広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

### 3 有料広告取扱要綱第4条第2項の考え方及び具体例

条 文	細 則	広告の内容、事例等
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの	● 「接客飲食等営業」及び「遊技場営業」にあたるもの（第2条第1項） ● 「性風俗関連特殊営業」にあたるもの（第2条第5項） ● その他風俗営業類似の業種	● キャバレー、クラブなど ● 麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなど
(2) 消費者金融に係るもの	● 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業	● サラリーマン金融、無届出の金融業等
(3) たばこに係るもの	● たばこの製造・販売に関するもの	● たばこ製品に関するもの
(4) ギャンブル（公営くじに係るものを除く）に係るもの		● 市民の射こう心をあおる可能性のあるもの等
(5) 法律に定めのない医療類似行為等に係るもの	● 医療法上の診療科目及び法で認められた医業類似行為（按摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）以外の広告 ● 医薬品、医薬部外品、化粧品の広告については、薬事法第66条から第68条の規定を遵守 ● 健康食品の広告については、健康増進法第32条の2の規定を遵守	● エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの医療、施術、役務サービス業の広告

条 文	細 則	広告の内容、事例等
(6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの	●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの	
(7) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの	●不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの	●温泉法上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの等
(8) その他市の保有する財産に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>●興信所、探偵事務所等</li> <li>●その他広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</li> <li>●民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続中で、再生・更生計画について認可決定されていないもの</li> <li>●弘前市への市税等（市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）を申込日現在で滞納しているもの</li> <li>●行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの</li> <li>●社会問題を起こしている業種や事業者</li> </ul>

4 次に掲げるものに係る広告の掲載に当たっては、それぞれ次の点に留意すること。

広告の内容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>●不動産事業</li> <li>●弁護士、税理士等</li> <li>●映画、興行等</li> </ul>	<p>「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。  [ 例 ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記  イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記 ]</p> <p>法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、各規制を遵守する。</p> <p>年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する</p>

広告の内容	留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合、団体等</li> <li>●結婚相手紹介サービス業等</li> <li>●アルコール飲料</li> <li>●責任の所在が不明確な広告</li> </ul>	<p>労働組合のように、一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は、名称、所在地、及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>特定商取引に関する法律第41条から第50条までの規定を遵守する。</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること [ 例 「お酒は20歳を過ぎてから」等 ]</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 [ 例 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等 ]</p> <p>原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話などは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p>

## 5 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。